

令和6年度 固定資産税(償却資産) 申告の手引き

申告書は令和6年1月31日(水)までをお願いします。

◆◆◆ お知らせ ◆◆◆

- ☆ **償却資産申告書の提出先は、関市役所 財務部税務課 家屋係です！**
なお、洞戸事務所、板取事務所、武芸川事務所、武儀事務所、上之保事務所にも提出できます。
ただし、西部支所は除きます。
- ☆ 償却資産申告書の法定提出期限は、1月31日です。(土曜日又は日曜日に当たる場合は翌月曜日)期限間近になりますと窓口が混雑しますので、1月22日(月)までの提出にご協力ください。
- ☆ 平成28年1月1日以後に提出いただく償却資産申告書から個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)の記載が必要になります。(共有の場合は記載不要です。)
- ☆ 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載し提出してください。
- ☆ 前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「償却資産申告書」を必ず提出してください。その際には、申告書の備考欄に「増減なし」と記載してください。
- ☆ 申告書を郵送で提出される場合に、宛先として使用していただけるラベルを裏表紙に印刷してありますので、切り取ってご利用ください。
- ☆ 申告書を郵送される方で控への返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封願います。

岐 阜 県 関 市

はじめに

平素から本市税務行政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産にも課税されます。償却資産の課税には申告制度がとられており、毎年1月1日現在で償却資産をお持ちの方は、申告をしていただくこととなります(地方税法第383条)。

つきましては、同封の申告用紙の該当箇所にご記入のうえ、期限までに申告いただきますようお願いいたします。

【目次】

1. 申告していただく方	1	7. 計算の仕方について	6
2. 償却資産とは	1	8. 非課税資産と特例資産	8
3. 種類別の主な償却資産	2	9. 個人番号(マイナンバー)・法人番号の記載について	8
4. 家屋と償却資産の区分	3	10. 電算処理により全資産申告をされる場合	9
5. 償却資産の種類	4	11. 償却資産申告書の記載方法	10
6. 国税との取扱いの相違点	5	12. その他	13

- ◆申告書及び種類別明細書(増加用・減少資産用)の用紙は、関市 HP からダウンロードできます。
関市 HP→「市政情報」→「書式屋(書式ダウンロード)」→「06 税務課 申請書ダウンロード」→「固定資産税・都市計画税(償却資産)」内

申告書の記入方法がわからない場合

税務課家屋係(南庁舎1階)へお早めにご相談ください。

次のような書類をお持ちいただければ、その場で申告を済ませることができる場合もあります。

個人の場合	・簡易帳簿 ・所得税青色申告決算書 ・その他減価償却資産のわかる書類(領収書、契約書等) 等
法人の場合	・固定資産台帳 ・法人税確定申告書 ・その他減価償却資産のわかる書類(領収書、契約書等) 等
中小企業の設備投資特例について	・「先端設備導入計画に係る認定申請書」の写 ・「先端設備等導入計画に係る認定について」の写 ・「先端設備等導入計画」の写 等 (P8参照)

1 申告していただく方

令和6年1月1日現在、関市内に事業用の資産を所有している、又は関市内の事業所に償却資産を賃貸している個人・法人の方です。

例えば工場、商店を営んでいたり、アパートや駐車場や事業用設備・工具・器具・備品等を貸し付けているなど事業を行っている方です。

償却資産を所有している方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有状況を申告する義務があります。

2 償却申告とは

固定資産税における償却資産とは・・・

土地・家屋以外の「事業の用に供することができる」有形減価償却資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産をいいます。

※ただし、自動車税・軽自動車税の対象となる車両や、電話加入権、ソフトウェア等の無形減価償却資産は、課税の対象とはなりません。

◎次のような資産も、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

ア 建設仮勘定で経理されている資産

イ 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)

ウ 遊休資産(稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)

エ リース資産(他の事業所に貸し付けてある資産)

オ 他から賃借している建物に施工した付属設備(建物・建物付属設備勘定で経理されているもの)

「事業の用に供する」とは

- 「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、必ずしも営利又は収益を得ることを必要とはしません。したがって、公益法人、一般社団・財団法人等の行う活動も事業に該当します。
- 「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。
- 直接的に営利事業に用いていない従業員の福利厚生施設(社宅、宿舎、寮等)の器具備品、構築物等も償却資産として課税対象となります。

借用資産(リース資産)の申告

1 リース会社に申告いただく場合

いわゆる「レンタル」であるリース契約。リース資産の所有権はリース会社にあるもの。

2 借受人に申告いただく場合(代表的な例)

譲渡条件付リース(所有権留保付割賦販売とみなす)等、リース資産の最終的な所有権が借受人にあるもの。

※なお、平成19年度税制改正において、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産(ファイナンス・リース取引に係るリース資産)で、その所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のものについては、平成20年4月1日以降、課税客体としないものとされています。

3 種類別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと、次のとおりです。

共通 (事務所等)	タイムレコーダー(5)、事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、パーソナルコンピュータ(4)、サーバー(5)、LAN配線(10)、テレビ(5)、ファクシミリ(5)、自動販売機(5)、看板(10)、受変電設備(15) 駐車場等の舗装路面(コンクリート敷(15)、アスファルト敷(10))その他
飲食業	食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、ガスレンジ(6) その他
理・美容業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6)、その他
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)、 その他
小売業 食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、電子秤(5)、冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6又は8)、冷蔵庫(6)、その他
加工・修理業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10又は15)、圧縮機(10 又は15)、測定工具(5)、検査工具(5)、工業用水道(15)、その他
医(歯)業	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)、その他
不動産賃付業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分(10)、金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15)、緑化施設(植木等)(20)、太陽光発電設備(17) ルームエアコン(6)、街路灯(金属造)(10)、集合郵便受け(15) 自転車置場(7)、その他

※1 ()内の数字はその業種での耐用年数を表しています。しかし、各資産の耐用年数は、その素材や用途又は業種等により異なる場合があります。

※2 平成20年度税制改正により、機械及び装置を中心に、減価償却資産の耐用年数が大幅に変更されました。

改正後の耐用年数は、平成21年度課税分から適用されます。資産の取得時にさかのぼって改正後の耐用年数を用いて再評価を行うものではありません。

評価額の計算は、平成20年度までは改正前の耐用年数に応じた減価率、平成21年度からは改正後の耐用年数に応じた減価率で算出します。

4 家屋と償却資産の区分

家屋として取り扱うもの

注：申告の必要がありません。

家屋の所有者が施工した附属設備で「家屋と構造上一体となってその家屋の効用を高めるもの」



償却資産として取り扱うもの

注：申告が必要です。

区 分	申告が必要な資産例
構造的に家屋と一体となっていないもの	屋外給水塔、簡単に取り外して移動ができるもの
独立した機械・装置としての性格が強いもの	受変電設備、中央監視制御装置、ルームエアコン等
特定の生産や業務の用に供されるもの	工場における動力源である電気設備、ガス設備等
顧客の求めに応じるサービス設備としての性格が強いもの	ホテル・百貨店・病院等の厨房設備等
賃借人(テナント)等 がその借用建物に施工した内装・造作	借用建物・店舗等に施工した内装・造作や附属設備等は、下表にかかわらず賃借人等の償却資産としてご申告ください。

償却資産と家屋の区分一覧表(一般的な例示であり、必ずしもこの例示によらない場合もあります。)

設備の種類	償却資産の対象となるもの	家屋の対象となるもの	
電 気 設 備	電灯照明設備	屋外の照明設備(ネオンサイン、投光器等)	屋内一般照明器具
	中央監視制御	中央監視制御装置一式	
	配線設備	生産事業用機器の動力配線一式、屋外電気配線	屋内電灯配線
	受変電設備	変圧器、配電盤、キュービクル等	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機等	
給排水設備	屋外給排水設備、独立高架水槽、井戸等	屋内給排水設備	
給湯設備	局所式給湯設備(瞬間湯沸器、貯湯槽等)	中央式給湯設備	
厨房設備	事業用厨房設備(百貨店、旅館、病院、社員食堂等)	キッチンユニット	
ガス設備	特定の生産又は業務用ガス設備、屋外ガス設備等	屋内配管	
消化設備	ホース、ノズル、消火器、ガスボンベ等	消火栓設備、スプリンクラー	
空調設備	ルームエアコン、特定の生産又は業務用空調設備	家屋と一体の空調設備	
運搬設備	ベルトコンベヤー、クレーン等	エレベーター等	
通信放送設備	電話機、交換機、アンプ等	屋内配線	
店舗・事業用造作設備	簡易間仕切り等容易に取り外し可能なもの	家屋と一体のもの	
屋外駐車場設備	舗装路面、フェンス、機械式駐車場設備		
その他	看板、広告塔、門、塀、植栽、人工芝		

5 償却資産の種類

償却資産は、下表のように6種類に大別されます。

資産の種類		主な償却資産の内容
第1種	構 築 物 (建物付属設備)	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設、貯水池 屋外排水溝、煙突、水槽、その他土地に定着した土木設備等 ----- 建物付属設備 1 建物の所有者が取り付けした建物付属設備のうち、受変電設備、 中央監視制御装置、特定の産業又は業務用の設備等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築 設備(これらを特定付帯設備といいます。)
第2種	機 械 及 び 装 置	工作機械、土木機械、印刷機械、食品製造機械等の各種産業用機械 及び装置、クレーン等建設機械(ナンバープレートの分類が「0」「00～09」 「000～099」)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含みます。)等
第3種	船 舶	客船、遊覧船、漁船、釣船、ボート、はしけ等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリ フト等(ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99」「900～999」) ※自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等(これら と同じ所有者が取り付けしたカーラジオ、カーナビゲーションシステ ム等を含みます)は対象外です。 農耕作業用自動車については、最高速度が毎時35km以上のもの
第6種	工 具、器 具 及 び 備 品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パーソナルコンピュータ、 プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器等

※この償却資産の範囲は、所得税確定申告書の償却費の計算欄又は法人税確定申告書別表16(1)、(2)、(7)(減価償却費の計算)に記入された資産から、固定資産税が課税される家屋、自動車税・軽自動車税が課税される自動車等を除いたものに、おおむね一致します。

6 国税との取扱いの相違点

(1) 償却方法等の取扱い

項 目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税の取扱い(法人税・所得税)
償 却 計 算 の 期 間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	定率法のみ ※ 減価率は、法人税の「旧定率法」 で使用する償却率と同じ	定額法か定率法の選択方式 旧定率法：H19.3.31以前 取得分 250%定率法：H19.4.1～H24.3.31 取得分 200%定率法：H24.4.1以降取得分
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません (注1)	認められます
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
増 加 償 却 (所得税・法人税)	認められます (注2)	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)まで
改 良 費 (資本的支出)	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を 区分して評価)	原則区分評価 (一部合算評価も可)
中小企業者等の少額 減価償却資産の特例 (租税特別措置法)	金額にかかわらず、認められません (注3)	認められます

(注1) 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額をご記入ください。

(注2) 通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置について、所得税法もしくは法人税法の規定による増加償却が認められた資産は、償却資産についても増加償却が適用されます。その場合は、税務署長への届出書の写を償却資産申告書とともにご提出ください。

(注3) 租税特別措置法の規定により、中小企業者等が取得した30万円未満の資産については、国税上、損金に算入できません(租税特別措置法第28条の2・第67条の5・第68条の102の2)。

しかし、地方税法には租税特別措置法の適用はありませんので、この方法で即時償却している資産は、償却資産の申告が必要となります。

(2) 取得価額と固定資産税(償却資産)申告の取扱い

○：申告対象

×：申告対象外

取得価額 経理区分	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却	○	○	○	○
中小企業特例	○	○	○	○
一時損金算入	×	×	×	×
3年一括償却	×	×	×	×

7 計算の仕方について

(1) 税額決定までの主な流れ

- ① 資産1品ごとに**評価額**を算出します。
- ② 次に①で算出した資産ごとの評価額を足し合わせます。**算出結果＝課税標準額**となります。
※ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、この合計額から軽減額を差し引いた額が課税標準額となります。課税標準の特例についてはP8を参照してください。
- ③ ②で算出した**課税標準額**が、**免税点(150万円)**以上か未満かを判別します。
- ④ ③の結果、免税点以上であれば**課税標準額**に**税率1.4%**をかけて税額を算出します。
免税点未満の場合は課税されません**(※免税点未満でも申告は必要です)**。

(2) 評価額の計算方法について

【 税額の算出方法 】 資産の取得年月、取得価額及び耐用年数を基本にして行います。

	評 価 額
前年中に取得した資産	取得価額 × (1 - 減価率 / 2)
前年前に取得した資産	前年度の評価額 × (1 - 減価率)

※以後、毎年この方法により計算し、評価額が取得価格の5%になるまで償却します。評価額が取得価格の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

【 計算例 】 取得価額:250,000円、取得年月:令和5年2月、耐用年数:4年 の資産の場合

※前年中取得の減価残存率……0.781

※前年前取得の減価残存率……0.562 (P7 減価残存率表参照)

年 度	評 価 額
令和6年度	250,000円 × 0.781 = 195,250円
令和7年度	195,250円 × 0.562 = 109,730円
令和8年度	109,730円 × 0.562 = 61,668円
令和9年度	61,668円 × 0.562 = 34,657円
令和10年度	34,657円 × 0.562 = 19,477円
令和11年度	19,477円 × 0.562 = 10,946円 < 12,500円

※令和11年度で算出額が取得価額の5%(12,500円)より小さくなりますので、以降12,500円で評価されます。

(3) 価格の決定

資産1品ごとに(2)の方法により評価額を算出し、**全資産の合計額が決定価格(課税標準の基礎となる価格)**となります。

(4) 税額の決定

① 課税標準額

【 賦課期日現在の全資産の決定価格の合計額 】 = 【 課税標準額 】 となります。

※ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、この合計額から軽減額を差し引いた額が課税標準額となります。

② 税額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額} \\ \hline \text{(1,000円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \text{(1.4\%)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \hline \text{(100円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array}$$

(例) 課税標準額 1,560,856円の場合
 $1,560,000\text{円}(1,560,856\text{円}) \times 1.4 / 100 = \mathbf{21,800\text{円}}(21,840\text{円})$

③ 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

(5) 納期

年税額は年4回(4月、7月、12月、翌年の2月)に分けて納めていただくことになっています。

【減価残存率表】

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得
	(1-r/2)	(1-r)		(1-r/2)	(1-r)		(1-r/2)	(1-r)		(1-r/2)	(1-r)
2	0.658	0.316	11	0.905	0.811	20	0.945	0.891	29	0.962	0.924
3	0.732	0.464	12	0.912	0.825	21	0.948	0.896	30	0.963	0.926
4	0.781	0.562	13	0.919	0.838	22	0.95	0.901	35	0.968	0.936
5	0.815	0.631	14	0.924	0.848	23	0.952	0.905	40	0.972	0.944
6	0.84	0.681	15	0.929	0.858	24	0.954	0.908	45	0.975	0.95
7	0.86	0.72	16	0.933	0.866	25	0.956	0.912	50	0.977	0.955
8	0.875	0.75	17	0.936	0.873	26	0.957	0.915	※ rとは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。		
9	0.887	0.774	18	0.94	0.88	27	0.959	0.918			
10	0.897	0.794	19	0.943	0.886	28	0.96	0.921			

※ 『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

8 非課税資産と特例資産

(1) 非課税資産

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。

(2) 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条の規定により、課税標準の特例が適用され、税額が軽減されるものがあります。主なものについては下表のとおりです。

課税標準の特例が適用される資産をお持ちの方は、それを証明する届出書、許可書、説明書等の写しを添えて、償却資産申告書とともにご提出ください。

主な特例適用資産(抜粋)

特例対象資産(※わがまち特例)	根拠規定		特例率	添付書類
	条	項号		
ガス事業用資産	地方税法 第349条の3	第2項	最初の5年間 1/3 次の5年間 2/3	
汚水又は廃液処理施設	地方税法 附則第15条	第2項第1号	1/2	特定施設設置(仕様、変更)届出書の写
太陽光発電設備		第30項第1号イ	1千kW未満 2/3	再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付 決定通知書の写
		第30項第2号イ	1千kW以上 3/4	
先端設備等の新規取得(※1)	地方税法 附則第15条	第45項	3年度分 1/2	「先端設備等導入計画に係る認定申請書」の写 「先端設備等導入計画に係る認定について」の写 「先端設備等導入計画」の写 「先端設備等導入計画に関する確認書」の写 「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」の写
			最大5年度分 1/3(※2)	(賃上げ方針表明ありの場合) 「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」の写

※1 先端設備等導入計画の詳細については、本市産業経済部商工課へお問い合わせください。
(TEL:0575-23-6753)

※2 賃上げ方針を計画内に位置付けて、従業員に表明した場合は、以下の期間に限り、課税標準の特例率を3分の1とします。

令和5年4月1日～令和6年3月31日までに取得したもの(5年間)

令和6年4月1日～令和7年3月31日までに取得したもの(4年間)

9 個人番号(マイナンバー)・法人番号の記載について

平成28年1月以降にご提出いただく償却資産申告書には、個人番号(マイナンバー)・法人番号の記載欄が追加されました。

※ご提出いただいた各種確認資料の写しは返却いたしませんのでご承知おきください。

(1) 個人の方

個人の方は申告に本人確認資料が必要です。

個人番号(マイナンバー)12桁を記載した申告書を提出していただく際、マイナンバー法に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施させていただきます。

なお、電子申告(eLTAX)の場合、本人確認資料の添付は不要です。

(2) 法人の方

法人の方は申告に本人確認資料の添付は不要です。

法人番号 13 桁を申告書にご記入ください。

個人の方の必要な資料の一覧

	本人による申告		代理人(税理士等)による申告の場合	
税務課窓口へ提出	番号確認	次のうち、いずれか1点 ・個人番号カード ・通知カード ・住民票(個人番号付き) 等	次のうち、いずれか1点 ・本人の個人番号カード(裏面)の写し ・本人の通知カードの写し ・本人の住民票(個人番号付き) 等	
	身元確認	次のうち、いずれか1点 ・個人番号カード ・運転免許証 ・関市から送付された氏名・住所が印字された償却資産申告書 等	代理人の身元確認	次のうち、いずれか1点 ・個人番号カード ・運転免許証 ・税理士証票 等
税務課へ直接郵送	番号確認	次のうち、いずれか1点 ・個人番号カード(裏面)の写し ・通知カードの写し ・住民票(個人番号付き)の写し 等	次のうち、いずれか1点 ・本人の個人番号カード(裏面)の写し ・本人の通知カードの写し ・本人の住民票(個人番号付き)の写し 等	
	身元確認	次のうち、いずれか1点 ・個人番号カード(表面)の写し ・運転免許証の写し ・関市から送付された氏名・住所が印字された償却資産申告書 等	代理人の身元確認	次のうち、いずれか1点 ・本人の個人番号カード(表面)の写し ・運転免許証の写し ・税理士証票の写し 等
			代理権の確認資料	次のうち、いずれか1点 ・委任状 ・税務代理権限証書 等

10 電算処理により全資産申告をされる場合

電算処理により申告される方は、毎年度、増減のあった資産だけでなく、1月1日(賦課期日)現在、関市内に所有しているすべての償却資産について申告してください。

償却資産申告書	<ol style="list-style-type: none"> 独自の申告書を使用する場合は、所有者コードを確認させていただくため、必ず本市の申告書を添付してください。 評価額(ホ)の欄を必ず記入してください。
種類別明細書(増加資産・全資産用)	<ol style="list-style-type: none"> 次の項目は必ず記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> 資産の種類 ・資産の名称 ・数量 ・取得年月 ・取得価額 減価残存率 ・耐用年数(改正耐用年数も含む) ・価額 特例率(該当有の場合) ・増加理由(1~4) 評価額はP6を参照のうえ算出してください。 税制改正等により耐用年数を変更された資産がある場合は、改正年、改正前及び改正後の耐用年数をそれぞれ記載してください。 減少した資産のリストを種類別明細書に添付してください。 増加資産や減少資産がある場合は、増減事由を摘要欄等に記載してください。 圧縮記帳、特別償却は認められておりません。

11 償却資産申告書の記入方法

償却資産申告書の記入例

令和 6 年 1 月 1 5 日

関市長山下清司 関市太郎

〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地

不動産 0575-22-3131

関市太郎 関不動産 (屋号)

申告書提出日を記入ください。

法人の場合は、本店の所在地を記入してください。

申告書提出日を記入ください。

8~14 該当する方を○でお囲みください。

7 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

6 この申告書について直接対応される方の氏名、氏名及び電話番号を記入ください。

3 個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては19桁の法人番号を右詰めして記載してください。償却資産を共有されている方は、記載不要です。

15 資産の所在地番を記入してください。

16 該当する方を○で囲んでください。「有」の場合は、貸主(リース会社等の名称等)を記入してください。

18 前年中に取得した資産の取得価額の合計を、資産の種類別にご記入ください。

18 前年中に「資産の増減なし」「該当資産なし」の場合も、該当箇所を○で囲んで、御提出ください。解散・廃業・休業・合併等の場合には、その旨を「廃業」ほか「欄」に記載し、御提出ください。

18 添付書類がある場合はその名称を記入してください。

「先端設備等導入計画」に係る認定申請書の写等

次に該当する方も○印をつけて提出してください。

1. 資産の増減なし

2. 該当資産なし

3. 廃業ほか(年 月)

整理番号

償却資産申告書(償却資産課)

1 住所 (ふりがなが) 関市長山下清司 関市太郎
又は納税通知書送付先
(ふりがなが) 関市太郎
2 氏名 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名) 関市太郎

3 個人番号又は法人番号

4 事業種目 不動産賃貸・管理業

5 事業開始年月 平成 28 年 3 月

6 この申告書に該当する者の氏名及び氏名 関市子 税理士 税務太郎 (電話 0575-23-3131)

7 税理士等の氏名 税理士 税務太郎 (電話 0575-23-8783)

8 縮小耐用年数の承認 有・無 ○

9 増加償却の届出 有・無 ○

10 非課税該当資産 有・無 ○

11 課税標準の特例 有・無 ○

12 特別償却又は正償却 有・無 ○

13 税務会計上の償却方法 (線) 定額法

14 青色申告 有・無 ○

15 ① 関市濁江市場29番地5
②
③

16 貸主の名称 (有・無) 〇 〇〇リース株式会社 東京都〇〇区三丁目〇〇-〇

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

18 (備考(添付書類等))

資産の種類	取得価額			償却額			前年中に減少したものの取得価額	前年中に取得したものの取得価額
	十億	千	円	十億	千	円		
1 構築物		8	230 000		3	800 000	4	800 000
2 機械及び装置		278	880 000		5	800 000	245	000 000
3 船舶		6	480 000					
4 航空機								
5 車両及び運搬器具		82	560 000		3	680 000	2	060 000
6 工具、器具及び備品		376	150 000		13	280 000	251	860 000
7 合計								

償却資産の総額 (ア) + (イ) + (ロ) + (ハ) = 9,230,000 円

前年中に減少したものの取得価額の合計を、資産の種類別にご記入ください。

前年中に取得した資産の取得価額の合計を、資産の種類別にご記入ください。

前年中に「資産の増減なし」「該当資産なし」の場合も、該当箇所を○で囲んで、御提出ください。

「先端設備等導入計画」に係る認定申請書の写等

次に該当する方も○印をつけて提出してください。

1. 資産の増減なし

2. 該当資産なし

3. 廃業ほか(年 月)

整理番号

増加した資産の記入例

※漢字で書ける資産名称は、漢字でご記入ください。

令和6年度		所有者コード		資産の種類等		取得年月		取得価額		耐用年数		減価残存		所有者名		枚目		
市町村コード	区分	年度	ページ数	資産の種類	資産の名称等	年号	月	千円	円	年	月	千円	円	課税標準額	課税標準率	課税標準コード	増加事由	枚
1	1	25	1	1	フェンス	5	3	1,200,000	0	10	0	0	0	1	2	3-4	1	1
1	1	25	1	1	コンクリート舗装	5	4	3,600,000	0	10	0	0	0	1	2	3-4	1	1
1	2	25	1	2	マシニングセンタ	5	8	15,000,000	0	10	0	0	0	1	2	3-4	1	1
1	2	25	1	2	太陽光発電設備一式	5	10	230,000,000	0	17	0	0	0	1	2	3-4	1	1
1	6	25	3	6	パソコン	5	12	660,000	0	4	0	0	0	3	4	1-2	1	1
1	6	25	1	6	応接セット	4	31	560,000	0	8	0	0	0	1	2	3-4	1	1
1	6	25	4	6	エアコン	5	2	840,000	0	6	0	0	0	4	2	3-4	1	1
18					小計													

所有者名をご記入ください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）

「増加事由」の欄は、
1 新品取得 2 中古品取得
3 移動による受入れ 4 その他
のいずれかに○を付けてください。

【耐用年数】
法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。

【取得価額】
該当資産の取得価額を記入してください。

【取得年月】
3=昭和 4=平成 5=令和
(例)平成31年4月は「43104」となります。
※2019年5月1日より、元号が令和となります。

【資産の名称等】
資産の名称を記入してください。

【資産の種類】
以下の数字で記入してください。
1=構築物(建物附属設備含む)
2=機械及び装置
3=船舶
4=航空機
5=車両及び運搬具
6=工具、器具及び備品

【摘要】
課税標準の特例が適用される資産・短縮耐用年数を適用している資産・増加償却を行っている資産についてその旨表示してください。また、資産が増加した事由について特記すべき事項がある場合は、その旨表示してください。

減少した資産の記入例

令和6年度

市町村コード	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	量	年号	年	月	取得価額		耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				所有者名			
								十億	千円			1売却	2滅失	3移動	4その他		1全部	2一部	
01	1	87	ブロック塀	1	3	58	7	500	000	15		1	2	3	4	1	2	関市太郎	
02	1	88	アスファルト舗装	1	3	58	7	3300	000	10		1	2	3	4	1	2	関市太郎	
03	2	115	デジタル印刷機	1	4	26	12	3800	000	4		1	2	3	4	1	2	関市太郎	
04	2	117	製本機	1	4	26	12	2000	000	7		1	2	3	4	1	2	関市太郎	
05	6	217	パソコン	5	4	22	5	1350	000	4		1	2	3	4	1	2	関市太郎	
06	6	223	エアコン	3	4	22	3	690	000	6		1	2	3	4	1	2	関市太郎	
07	6	187	テレビ	2	4	19	1	960	000	5		1	2	3	4	1	2	関市太郎	
08	6	193	乾燥機	2	4	21	9	680	000	8		1	2	3	4	1	2	関市太郎	
09												1	2	3	4	1	2	関市太郎	
10												1	2	3	4	1	2	関市太郎	
11																		関市太郎	
12																		関市太郎	
13																		関市太郎	
14																		関市太郎	
15																		関市太郎	
16																		関市太郎	
17																		関市太郎	
18																		関市太郎	
				小計															

所有者名をご記入ください。

種類別明細書（減少資産用）

【取得価額】
該当資産の取得価額を記入してください。

【資産の名称等】
資産の名称を記入してください。

【減少の事由及び区分】
該当する事由に○をつけ

摘要

耐用年数

取得価額

取得年月

資産の種類

資産の名称等

【資産の種類】
以下の数字で記入してください。
1=構築物(建物附属設備含む)
2=機械及び装置
3=船舶
4=航空機
5=車両及び運搬具
6=工具、器具及び備品

【取得年月】
3=昭和
4=平成
5=令和
(例)
平成21年9月は
「42109」となります。

【耐用年数】
法人税及び所得税
における法定耐用
年数を記入してくだ
さい。

【摘要】
該当資産の移動先、廃棄等、具体的
な減少内容を記入してください。

12 その他

(1) 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び関市税条例第56条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定より不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

(2) 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。

なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合の修正年度は現年度だけでなく5年度分(地方税法第17条の5第5項)まで遡及して修正することもありますので、ご了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期と異なり、納期は1回となります。そのほか調査の結果により、家屋の評価を変更する場合があります。

(3) 国税資料等の閲覧について

関市では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、関市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いいたします。

なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

市税の納付は、口座振替で！

口座振替納税は、一度お申込みいただければ、市の指定金融機関やゆうちょ銀行の口座から納期限の日に自動的に引き落として納税できる便利な制度です。

是非ご活用ください。

口座振替の申込みは、市指定金融機関・ゆうちょ銀行の窓口で申込むことができます。

※お申込みは、口座振替開始期の前月までをお願いします。

※口座振替のできる金融機関については納税通知書をご覧ください。

耐用年数表（抜粋）

◎構築物（1種）

構造・用途	細 目	耐用年数
広 告 用	金属造のもの	20
	その他のもの	10
緑 化 施 設	工場緑化施設	7
庭 園	その他の緑化施設及び庭園	20
舗 装 道 路	コンクリート敷、ブロック敷	15
舗 装 路 面	アスファルト敷	10

◎構築物（建物附属設備：1種）

構造・用途	細 目	耐用年数
電 気 設 備	受変電設備（キュービクル）	15
	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水・衛生・ガス設備		15
冷 暖 房 通 風	冷暖房設備（冷凍機の出力22kw以下）	13
	ボ イ ラ ー	その他のもの
店用簡易設備・簡易間仕切り		3

◎機械装置（2種）

構造・用途	細 目	耐用年数
食料品製造業用設備		10
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		10
織 維 工 業	炭素繊維製造設備	3
	黒鉛化炉	
	その他の設備	7
	その他の設備	7
木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備		8
家具又は装備品製造業用設備		11
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備		12
印 刷 業 又 は 印 刷 関 連 業 用 設 備	デジタル印刷システム設備	4
	製本業用設備	7
	新聞業用設備	3
	モノタイプ、写真又は通信設備	
	その他の設備	10
その他の設備	10	
石油製品又は石炭製品製造業用設備		7
プラスチック製品製造業用設備（他に揚げるものを除く）		8
ゴム製品製造業用設備		9
なめし革、同製品又は毛皮製造業用設備		9
窯業又は土石製品製造業用設備		9
金 属 製 品 製 造 業 用 設 備	金属被覆。彫刻業、打はく・金属製ネームプレート製造業用設備	6
	その他設備	10
はん用機械器具製造業用設備		12
生産用機械器具製造業用設備		9
金属加工機械製造設備		
その他の設備		12
業務用機械器具製造業用設備		7
電気機械器具製造業用設備		7
情報通信機械器具製造業設備		8
農業用設備		7
林業用設備		5
漁業用設備、水産養殖業設備		5

構造・用途	細 目	耐用年数
電 気 業 用 設 備	電気業用水力発電設備	22
	その他の水力発電設備	20
	汽力発電設備	15
	内燃力・ガスタービン発電設備	15
	送電・電気事業用変電、配電設備	15
	需要者用計器	
	柱上変圧器	
	その他の設備	22
	その他の設備	17
	主として金属製のもの	
その他のもの	8	
ガ ス 業 用 設 備	製造用設備	10
	供給用設備	22
	鋳鉄製導管	
	鋳鉄製導管以外の導管	13
	需要者用軽量器	13
	その他の設備	15
	その他の設備	17
	主として金属製のもの	
	その他のもの	8
	熱供給業用設備	
水道業用設備		18
通信業用設備		9
放送業用設備		6
飲食料品卸売業用設備		10
飲食料品小売業用設備		9
その他の小売業用設備		8
ガソリン、液化石油ガススタンド設備		
その他の設備		17
主として金属製のもの		
その他のもの		8
技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）		8
計量証明業用設備		
その他の設備		14
宿泊業用設備		10
飲食店用設備		8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		13
その他の生活関連サービス業用設備		6
娯楽業用設備		11
映画館又は劇場用設備		
ボウリング場用設備		13
その他の設備		17
主として金属製のもの		
その他のもの		8
教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備		5
教習用運転シミュレータ設備		
その他の設備		17
主として金属製のもの		
その他のもの		8
自動車整備業用設備		15
その他のサービス業用設備		12
そ の 他	機械式駐車設備	10
	その他の設備	17
	主として金属製のもの	
	その他のもの	8

◎船舶(3種)

構造・用途	細目	耐用年数
漁船(FRP)		7
モーターボート		4

◎車両(5種)

構造・用途	細目	耐用年数
フォークリフト		4

◎工具・器具・備品(6種)

構造・用途	細目	耐用年数
測定工具・検査工具		5
治具及び取付工具		3
家具、電気 機器、ガス 機器及び 家庭用品	事務机、事務いす、キャビネット 主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	応接セット 接客業用のもの	5
	その他のもの	8
	陳列だな、陳列ケース 冷凍機又は冷蔵機付のもの	6
	その他のもの	8
	その他の家具 接客業用のもの	5
	その他のもの 主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	ラジオ、テレビ、音響機器	5
	冷房用又は暖房用機器	6
	冷蔵庫、洗濯機、その他類 の電気機器、ガス機器	6
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー (電気式のものを除く。)	4
	カーテン、座布団、寝具、丹前 じゆうたんその他の床用敷物	3
	小売業、接客業、放送用、劇場 その他のもの	3
	室内装飾品 主として金属製	15
	その他のもの	8
	食事または厨房用品 陶磁器製・ガラス製のもの	2
	その他のもの	5
	その他のもの 主として金属製	15
その他のもの	8	
事務機器 及び 通信 機	謄写機器及びタイプライター 孔版印刷・印書業用のもの	3
	その他のもの	5
	電子計算機(パソコン:ただし、 サーバー用のものを除く。)	4
	電子計算機(その他のもの)	5

構造・用途	細目	耐用年数	
事務機器 及び 通信 機	複写機、計算機、レジスター、タイム レコーダー、他類似機器	5	
	電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタル ボタン電話設備	6	
	その他のもの	10	
時計、試験 機器及び 測定機器	時計	10	
	度量衡器	5	
	試験又は測定機器	5	
光学、写真 制作機器	カメラ、映写機、望遠鏡	5	
	焼付機、乾燥機、顕微鏡	8	
看板及び 広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3	
	マネキン人形及び模型	2	
	その他のもの 主として金属製のもの	10	
金庫	その他のもの	5	
理容又は美容 機器(いす、洗面設備、その他)		20	
医療機器	消毒殺菌用機器	5	
	手術器具	4	
	調剤器具	5	
	光学検査機器 ファイバースコープ	6	
	その他のもの	8	
	その他のもの レントゲンその他の電子装置を 使用する機器	8	
	移動式のもの	4	
	その他のもの	6	
	その他のもの 陶磁器製、ガラス製のもの	3	
	主として金属製のもの	10	
その他のもの	5		
娯楽又は スポーツ 器具又は 劇場用	パチンコ器その他これらに類する球戯 用具	2	
	スロットマシン	3	
	碁、将棋、麻雀	5	
	スポーツ具	3	
	劇場用観客いす	3	
	衣装 その他のもの	2	
	主として金属製のもの その他のもの	10	
その他のもの	5		
生 物	植 物	貸付業用のもの その他のもの	2
	動 物	魚類 鳥類	2
	物	その他のもの	4
前掲以外 のもの	漁具		8
	自動販売機		3
			5

申告書の提出は

便利な電子申告をご利用ください！

eLTAXのご利用開始・利用方法は、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください！

- ホームページ : <https://www.eltax.lta.go.jp>
- 利用時間 : 8時30分～24時
(土・日・祝日、年末年始12/29～1/3は除く)
- ヘルプデスク : 0570-081459 (ハイシンコク)
上記の電話番号でつながらない場合 : 03-5521-0019
9時～17時
(土・日・祝日、年末年始は除く)

※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください！

〒501-3894

岐阜県関市若草通3丁目1番地

関市役所

財務部税務課 家屋係 行

(償却資産申告書 在中)

提出前に次の確認をお願いします。

チェック

- 申告書に連絡先の記入はされていますか？
- 申告書に資産所在地は記入されていますか？
- 増加資産の耐用年数は記入されていますか？
- 増加事由の欄(1～4)の記入はありますか？
- 個人番号又は法人番号の記入はありますか？

非課税、特例の対象資産をお持ちの場合は、同時に添付書類の提出をお願いします。



郵送で申告書を提出される場合は、「あて名ラベル」として切り取って封筒に貼付し、ご利用ください。

必ず **切手** を貼ってください。